

## 東日本大震災で大活躍した予備自衛官

求められる米国並みの法整備、企業は CSR 向上に役立てよ

2011.8.30 (火) [山下輝男](#)

### はじめに

前回「戦力回復」を取り上げた ([大震災と戦力回復](#)) が、今次大震災関連での人事正面のもう 1 点の特色は、即応予備自衛官 (以下即自と略称) や予備自衛官 (以下予備自と略称) を災害招集したことである。両者ともに極めて高い士気を堅持し、現役隊員に十分に伍して諸種の活動に従事した。

彼らの活動状況等を紹介し、若干の考察を述べたい (基礎的なデータなどは防衛省陸幕から受領したデータとウェブサイトによる)。



宮城県石巻市で捜索中の海岸を監視する自衛隊員 [[AFPBB News](#)]

[ギャラリーページへ](#)

### 1 概要

東日本大震災の被災者支援のため、制度発足後初の予備自衛官等が訓練以外で招集された。防衛省は、3月16日次のような歴史的な発表を行った。

「(前略) 本日、閣議決定をもって予備自衛官、即応予備自衛官の災害招集に係る内閣総理大臣の承認を得ました。これを受け自衛隊として総力を挙げて災害派遣活動を行うため防衛大臣が自衛隊法に基づき、予備自衛官および即応予備自衛官を招集するため、防衛省・自衛隊として初めてとなる災害招集命令を発出しました」

「今後は逐次招集手続きを行い、被災された方々への生活支援活動等や在日米軍等の救援活動の円滑を図るための通訳などにあたらせる予定です」

当初は陸上自衛隊に所属する予備自衛官等のみを対象としていたが、1カ月後の4月16日には海上自衛隊および航空自衛隊の予備自衛官に対しても災害招集命令が発令された。

被災者への生活支援活動等や在日米軍等の救援活動の円滑化を図るための通訳に従事した初めての招集命令のため、いろいろな問題点が明らかになった。



仙台市の海岸付近で瓦礫を撤去する自衛隊員 [[AFPBB News](#)]

[ギャラリーページへ](#)

## 2 制度概要

### (1) 即自

即応予備自衛官制度は、防衛大綱に示された新たな体制の一翼を担うものとして、平時における効率的な部隊の保持や事態の推移に円滑に対応し得る弾力性を確保することを考慮し、陸上自衛隊に導入された。

即応予備自衛官には、第一線部隊の一員として運用し得るよう従来からの予備自衛官よりも高い練度と即応性が必要とされる。

非常勤の特別職国家公務員として、普段はそれぞれの職業に従事しながら、訓練招集命令により出頭し、即応予備自衛官として必要とされる知識・技能について復習を行い、練度の維持を図る等のため、年間 30 日間の訓練に応じる義務がある。

大規模な災害等が発生し、現職自衛官により構成される部隊だけでは対応が不十分な場合には、災害派遣等に派遣され、部隊の一員として活動することとなる。

即応予備自衛官を雇用している企業の協力にできる限り報いるため、申請により、雇用企業に給付金を支給することとされている。(支給要件等省略)

2010 年 3 月現在で、即応予備自衛官の員数は全国で約 8500 人である。

### (2) 予備自

予備自衛官は、非常勤の特別職国家公務員として、普段はそれぞれの職業に従事しながら、訓練招集命令により出頭し、予備自衛官として必要な知識・技能を維持するため年間 5 日間（自衛官退職後 1 年未満に出身自衛隊に採用された者の初年度は 1 日間）の訓練に応じる義務がある。

防衛招集時には、予備自衛官から自衛官となって、後方地域の警備や後方支援等の任務にあたる。

大規模な災害発生時においても大臣が特に必要と認める場合には、災害派遣に応じることとなる。また、国民保護等招集により出動し、国民保護の任務に就くこととなる。

陸・海・空自衛隊に導入されている。

### (3) 両制度の比較

両者の差異は下表の通りである。

区分	即応予備自衛官	予備自衛官
発足年度	1997 年度	陸：1954 年度 海：1970 年度 空：1986 年度
任務と役割	第一線部隊としての任務	駐屯地警備、後方地域の任務
招集に応ずる義務等	防衛、治安、災害派遣、国民保護等派遣、訓練	防衛、災害派遣、国民保護等派遣、訓練
任用期間	3 年 1 任期	3 年 1 任期
訓練日数	年間 30 日	年間 5 日
採用対象	自衛官として 1 年以上の勤務者であり、退官後 1 年未満の者若しくは予備自衛官	・自衛官として 1 年以上の勤務者 ・予備自衛官補の訓練を修了した者
処遇等	即自手当：1 万 6000 円／月 訓練招集手当： 1 万 4200～1 万 400 円／日 勤続奨励金：1 任期 12 万円 勤続年数や勤務成績により 昇進・表彰	予備自手当：4000 円／月 訓練招集手当：8000 円／日 勤続年数や勤務成績により 昇進・表彰



津波の爪あと。岩手県大槌町 [[AFPBB News](#)]

[ギャラリーページへ](#)

## 3 招集決定の背景と招集手続き等の実施

### (1) 意向確認の実施

対象者に意向調査を行っており、3月13日の段階では、即応予備自衛官約1900人、予備自衛官約4600人が参加の意向を示したと言われる。

この際、本人自身の問題もさることながら、企業との調整が必要であり、企業側でも企業自体の被災や災害復旧に伴う業務の急激な増加、招集期間と勤務の都合を理由に今回は協力できない旨を表した企業もあったが、国難に対して企業も貢献できるということで、ほとんどの企業が隊員の応招に積極的に協力した。

#### (2) 部隊との調整および招集命令書の交付

部隊側が必要とする人材とのマッチングも重要な作業であり、招集業務を担当する地方協力本部は大わらわであった。部隊との調整を終え、招集命令書を地方協力本部員が本人に直接交付または一部郵送による交付をした。

#### (3) 出頭受け入れおよび部隊編成または部隊配置



福島県南相馬市で瓦礫を撤去する自衛隊員 [[AFPBB News](#)]

[ギャラリーページへ](#)

## 4 招集隊員の声など

以下は、インターネット上で拾った「招集された隊員等の声」である。彼らの非常に高い意識が窺われる。

A：「微力でも役に立てればと、命令を待ち望んでいた」と意気込みを語った。

B：「会社からは『しっかり頑張ってこい』と送り出された。被災者の目線に立って奉仕したい」と話した。

C：「被災者たちは、心身ともにストレスを抱えている。給水・給食作業をしながら、医師としても被災者の心のケアに当たりたい」と決意を語った。

D：「支援要請の連絡に『出動します』と即答しました」。妻からは「私の分も含めて被災した人たちを助けてあげて」と笑顔で激励された。

E：「有事に備えて体を鍛えてきた。会社に迷惑をかけるが、上司は『行ってこい』と快諾してくれた。全力で人助けしたい」と話した。

F：「まだ孤立している被災者もいるはず。何とかして助けたい」と気を引き締めた。

G：「女性だからこそできることもある」と、招集命令を待ち続けている。

H：「いつでも被災地に行けます。私には日本を守るために働く義務があります」

I：「母親から電話があった。『自衛官には人を助ける役目もあるんだね。それが本来の姿なのかもね』」

J：「早く被災地に行かせてほしい。入浴や洗濯、子供たちのケア。女性だからこそできることもある」

K：「招集は強く望みます。ただ、出動も大事ですが、待機するから予備自衛官なんです。『いつでも出ますし、何でもします』と静かに話した。

L：「被災地に笑顔を取り戻したいと胸に誓っている」

M：「心身ともに鍛えられており、いざという時に対応できる自信がある」

N：「(即応予備自衛官の) 招集命令が出るかもしれない。来られそうか。「行けます」と即答し、県内の仲間たちにもすぐに連絡を取った。

O：「テレビや新聞で被災地の状況を見て、誰もが自分にやれることはないかと思っているはず。私は即応予備自衛官。今こそ、自分の任務を全うし、被災地で苦しんでいる人たちの笑顔を取り戻したい」

P：「テレビを通じて被災地の様子を見ている中で、少しでも貢献できることがあれば——という思い。共に被災地へ向かう仲間や常備自衛官と力を合わせ頑張りたい」と使命感に燃えている。

Q：隊員らは「精いっぱい貢献したい」と意気込んでいる。

R：「凄惨な現場で精神的にきついこともあったが、皆と分かち合っけて乗り切った」と振り返った。

S：「復興のためにも、派遣の機会があればまた行く」と話した。

なお、北沢俊美防衛大臣は、6月16日の防衛省災害対策本部で、東日本大震災で招集した即応予備自衛官について、12日までに活動を終えたことを明らかにした。

延べ 2179 人が生活支援や行方不明者の捜索などを行い、防衛相は「大変大きな貢献をしていただいた」と述べた。

## 5 活動状況と成果

### (1) 当初の想定

即応予備自衛官は給水などの生活支援の任務への参加を想定し、予備自衛官は、各国の支援チームとの調整業務のため、語学が堪能な人の招集を検討していた。

### (3) 活動実績等（海空自のデータを入手できなかったため、陸自のみのデータです）

招集実績（延人数） 2600 人

#### 主要活動内容： 即応予備自衛官

- 給食・入浴支援
- 物資輸送支援

（3月29日～4月11日、釜石市）

- 給水、入浴、洗濯支援
- 捜索活動、物資輸送支援、瓦礫除去
- 学校等の復旧支援
- 燃料、糧食交付

（3月29日～5月12日、仙台市、塩竈市、東松島市、七ヶ浜町、石巻市、陸前高田市、大船渡市）

- 捜索活動（4月20日～4月29日、南相馬市）

- 給食、給水、入浴支援、衛生支援
- 物資輸送支援、瓦礫除去
- 役場・診療所の復旧支援、道路啓開

（3月23日～4月4日、女川町）

- 捜索活動、瓦礫除去（4月7日～4月19日、南三陸町）

#### 主要活動内容：予備自衛官

- 医療支援（3月29日～4月7日）
- 通訳支援（3月23日～3月29日）
- 業務隊増強（警衛含む）（4月26日～6月22日＝9次まで）
- 業務隊増強（警衛含む）（6月7日～6月22日＝#1、#2）

#### (4) 成果の総括評価

- 予備自衛官等の非常に高い任務意識を確認することができた。また、応募した隊員は少なくとも災害派遣においては十分にその任に堪えうることを実証した。
- 予備自衛官等の採用・処遇に関する制度上の改善すべき点が明らかになった。
- 予備自衛官等についての国内的な認知が深まった。

### 6 明らかになった課題と解決方向等

#### (1) 防衛省招集時の手続きについて

今回は、あらかじめ本人および企業の意向調査を行って招集業務を実施したが、防衛出動等の場合にも同様の手続きを行うのか。

仄聞するに、防衛招集の場合にも本人の意向調査を行うことになると考えられているようだ。現在考えられている各種事態対処においては、予備自衛官等全員を招集する必要がなく一部の予備自衛官のみを招集するケースがあると考えられている。

確かにこのようなケースでは、高い識能を有し、かつ努めて出頭することに支障のない予備自衛官等を招集した方が、部隊の任務遂行上も好ましく、本人や雇用企業にも負担をかけないであろう。

だが、しかしと言うと意地悪爺さんになるかもしれないが、全員を招集する事態はないのか？ 出頭しなかった場合の対応はどうすべきか？ 等問題点は残る。

大事なことは罰則規定を設けずとも予備自衛官等本人も雇用企業も、国家防衛に積極的に参加することを当然とする国民意識を醸成することであろう。

#### (2) 企業において不利益を蒙る可能性はないのか、その担保は？

企業としても有能な社員を、たとえ国家のためとはいえ一時的にしろ会社から離れさせることはマイナスであり、このことにより応募した隊員が不利益を被る可能性がないとは言えない。

予備自衛官に対する不利益取り扱いの禁止については、自衛隊法第73条に「すべての使用者は、被用者が予備自衛官であること又は予備自衛官になろうとしたことを理由として、その者を解雇し、その他これに対して不利益な取り扱いをしてはならない」と規定されているが、強制力はないので、招集に当たっては雇用企業主の理解を得ることが必要である。

さすがに予備役制度が成熟した米国においては、我が国の参考となるようなシステムがある。その第1は、米軍には「ESGR (Employer Support for the Guard and Reserve=州兵・予備役雇用主支援)」という組織があるということである。

この組織は、米州兵・予備役のすべての雇用主の支援の実施、州兵・予備役と雇用主間の各種問題解決を任務としている。

また、USERRA (Uniformed Services Employment and Reemployment Rights Act=軍人雇用・再雇用権利法) という法律があり、兵役に就く者は法律によって保護されている。

その概要は以下の通りである。このようにしっかりバックアップできる体制が整っておれば、予備役も安心して軍務に就けよう。我が国も考えるべきではなからうか？

#### 軍人雇用・再雇用権利法の概要

- 従業員又は応募者の過去、現在、未来の軍務を理由とするすべての雇用差別を禁止。
- 雇用主は、兵役に就くすべての従業員に対して、最大5年間、無給での休職を認めなければならない。
- 従業員が兵役に就いた時と同じ条件で元の職場に復帰できることを保証（続けて勤務していれば獲得したはずの、地位、賃金基準、年金確定額、年金給付上のクレジット等の年功序列に基づく権利とベネフィットを含む）。
- 兵役期間が180日を超えていれば、再雇用された者を正当な理由がある場合を除き1年以内に解雇することはできない。30日を超え、180日未満兵役に就いていた者を、正当な理由がある場合を除いて、再雇用から180日以内に解雇できない。
- 兵役中障害を被り、職場復帰する従業員に対し、兵役がなかった場合にその従業員が就いていたとされる職位を遂行できるよう、従業員の身体障害に適切な便宜を図る。  
その職位に、適切な便宜が存在しない場合には、従業員は、同等な先任権、地位および賃金のある職位で、本人が既に職務遂行をできる、またはできるようになり得る職位に再雇用されなければならない。

### (3) 災害招集と罰則規定について

災害招集においては、罰則規定は設けられていない。常備自衛官においても災害派遣や地震防災派遣下令事態下においては、職務離脱等に関しても何ら罰則による担保が設けられていない。

従って、予備自衛官等についても罰則規定がないのは当然であろう。職務離脱をするような事態を想定していないということであろう。

### (4) 企業の社会的貢献と予備自衛官等の雇用

近年、企業の社会的責任履行（CSR: Corporate Social Responsibility）という概念が広まりつつある。CSRとは、企業が利益を追求するだけでなく、組織活動が社会へ与える影響に責任を持ち、あらゆるステークホルダー（利害関係者：消費者、投資家等、および社会全体）からの要求に対して適切な意思決定をすることを指す。

予備自衛官等を雇用して、国家の要請に応じて当該予備自衛官等を応招させることは企業のCSRそのものであると考える。

言うまでもなく、企業は社会的存在であるがゆえに、その社会的責任を積極的に果たすべきであり、その至高の方策が国家への積極的な貢献であると思える。

予備自衛官等を雇用することが、企業の社会的貢献であるとの共通認識が醸成されるべきであり、そのためにいかなる施策を行うべきかを検討する必要がある。

## 7 終わりに

今次大震災は、自衛隊の予備自衛官等システムが有効に機能したことを証明したが、一方では、より重層的で多角的な予備自衛官制度が必要であり、さらにはより有効に機能させるためには、社会的に積極的な認知と企業をはじめとする国民意識の変革が必要なこと

をも示したと言えよう。

我が国防衛の重要な柱である予備自衛官制度の、さらなる充実を期待するものである。